

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(財務省理財局総務課)

| | | | |
|-----------------------|--|-----------|------|
| 項 目 名 | 特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減 | | |
| 税 目 | 石油石炭税 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>イオン交換膜法による塩製造業において、塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭を保税地域から引き取ろうとする者が、令和5年3月31日までに、その保税地域の所轄税関長の承認を受けて引き取るときは、租税特別措置法第90条の3の3に基づき、その引取りに係る石油石炭税については、石油石炭税法第9条による本則税率を適用することとされている措置の延長を要望するものである。</p> <p>減免の概要</p> <p>(1) 対象者…石炭を用いた自家発電でイオン交換膜法による塩を製造する者。</p> <p>(2) 対象事業者数…4社。</p> <p>(3) 対象物件…石炭。</p> <p>(4) 適用範囲…イオン交換膜法による塩の製造に使用する電力に係るものに限る。</p> <p>(5) 適用期間…令和8年3月31日まで（3年間の延長）。</p> <p>(6) 減免の方法…事前に用途証明書を発行し、通関時に本則税率を適用する。</p> | | |
| | | 平年度の減収見込額 | - |
| | (制度自体の減収額) | (- | 百万円) |
| | (改正増減収額) | (- | 百万円) |

(1) 政策目的

塩が国民生活に不可欠な代替性のない物資であることに鑑み、国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保すること。

(2) 施策の必要性

塩は、国民生活に不可欠な代替性のない物資であることから、塩事業法の国会附帯決議において食料用の塩（以下「食用塩」という。）の需要程度を国内製造で賄うように努めることとされている。食用塩には、人間が体内に摂取するという性格上、不純物の極めて少ない塩が多く使用され、諸外国では、岩塩や天日塩といった原塩を溶解した極めて塩分濃度の高い塩水を煮詰める方法で効率的に製造している。

一方、我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、歴史的に海水を煮詰めて塩を製造してきた。海水そのものの塩分濃度は3%程度のため、海水の塩分濃度を効率的に高めることに取り組み、様々な製法を経て、現在、イオン交換膜で塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造している。そして、このイオン交換膜の運用に大量の電力が必要となるため、塩製造業者は自家発電を行っている。

このように我が国の塩製造は、複雑な製造工程を経ることなどにより、諸外国に比べ、コスト面において不利な条件下にある。そのため、比較的安価な石炭を燃料とするとともに、自家発電の工程で発生する熱を利用して濃縮した海水を煮詰めてコージェネレーション（熱電併給）を実現し、高いエネルギー効率を発揮することで海外からの輸入塩に対する競争力の強化を図ってきたところ。

しかしながら、ロシアのウクライナ侵略に伴う世界的な燃料価格の高騰により、石炭価格は前回軽減措置が認められた令和2年度当初の4倍以上に高騰し、塩製造業者4社の経営を圧迫しており、経営基盤を揺るがしかねない状況である。このような状況において現行の軽減措置が終了した場合、塩製造業者の塩事業継続にすら支障をきたす恐れがあり、ひいては輸入塩の過度な流入を招き、国会附帯決議において求められている事項を達成することができなくなるとともに、国内の良質な塩の安定的かつ円滑な供給に支障をきたす恐れがある。

また、政府目標として2050年（令和32年）におけるカーボンニュートラルが示されている中、現在、塩製造業者においても更なるエネルギー効率の向上を図るなどしてCO₂排出量の削減を目指している状況ではあるものの、石炭からの燃料転換については、非常に多額の設備投資が必要であり、上記のとおり、現下の塩製造業者には新規投資を行うだけの体力はないことに加え、水素やアンモニアといった塩製造における脱炭素に必要な技術自体が社会実装までに相当の期間を要することを踏まえれば、低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給のためには、当面の間、石炭の使用を続けざるを得ない。

したがって、本軽減措置を延長する必要がある。

| | | | |
|----------------------|-----|------------------------|--|
| 今回の要望（租税特別措置）に関連する事項 | 合理性 | 政策体系における政策目的の位置付け | 政策目標 1 1 - 1 たばこ・塩事業の健全な発展の促進と適切な運営の確保 |
| | | 政策の達成目標 | 良質な塩を安定的かつ円滑に供給するとともに、塩製造業の健全な発展を図る。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 措置期間の3年間の延長（令和8年3月31日） |
| | | 同上の期間中の達成目標 | 政策の達成目標と同じ。 |
| | | 政策目標の達成状況 | 本措置により、製造コストを抑制し、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。 |
| | 有効性 | 要望の措置の適用見込み | 本措置の適用事業者数は、イオン交換膜法による塩製造業者4社。 |
| | | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | 製造コストが抑制され、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保される。 |
| | 相当性 | 当該要望項目以外の税制上の措置 | 関税：基本税率 0.5円/kg 我が国では、岩塩資源がなく高温多湿で国土が狭いことから天日塩の製造も困難なため、主にイオン交換膜法により塩分濃度を高めた海水を煮詰めて塩を製造しているが、こうした特殊性に鑑み、塩の輸入自由化（一元輸入の廃止）に伴い、輸入塩との競争条件を整えるため、一定の水準の関税を基本税率として設定。 |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |

| | | |
|----------------------------|-----------------------------|--|
| | | <p>要望の措置の妥当性</p> <p>食用塩は、国内の食品原材料として幅広く使用（味噌、醤油、パン、麺類、漬物、水産、加工食品等）されており、少量であってもそれぞれの食品製造に必要な不可欠な場合も多く、その供給に支障をきたした場合は、国内の食品供給にも大きな影響を与える。</p> <p>国内の塩製造業者によるイオン交換膜法で製造された塩は、食用塩の需要量の大部分を供給（直近10年（平成24年度～令和3年度）平均：77.4%）しており、当該塩製造業者に対し本措置を講ずることにより、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給を確保することができる。</p> |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | <p>令和元年度 適用事業者数 4社 減収額 135百万円 （前回要望時の減収見込額：143百万円）</p> <p>令和2年度 適用事業者数 4社 減収額 132百万円</p> <p>令和3年度 適用事業者数 4社 減収額 137百万円</p> |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | エネルギーコストが上昇傾向であったが、本措置により、国内製造による低廉で良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況。 |
| | 前回要望時の達成目標 | 良質な塩を安定的かつ円滑に供給するとともに、塩製造業の健全な発展を図る。 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 国内製造による良質な塩の安定的かつ円滑な供給が確保されている状況である。 |
| | これまでの要望経緯 | <ul style="list-style-type: none"> 平成24年度税制改正要望により、24年10月から26年3月までの間、石油石炭税の軽減措置が認められた。 平成26年度税制改正要望により、29年3月までの間の延長が認められた。 平成29年度税制改正要望により、令和2年3月までの間の延長が認められた。 令和2年度税制改正要望により、令和5年3月までの間の延長が認められた。 |